

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和元年第5回定例会)

- |               |   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
|---------------|---|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|-------|--------|-------|--------|---------|------|-------|------------|---------|------------|---------|----------|-------|-----------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|-----------|---------|
| 1 期 日         | 令和元年5月22日(水)<br>市庁舎3階大会議室<br>開会時刻 午後1時30分<br>閉会時刻 午後3時03分   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 2 出席委員        | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">教 育 長</td> <td style="width: 50%;">小 熊 隆</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>梓 澤 キヨ子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>古 本 敬 明</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>赤 澤 智津子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>高 橋 浩 之</td> </tr> </table>   | 教 育 長  | 小 熊 隆   | 委 員    | 梓 澤 キヨ子 | 委 員     | 古 本 敬 明 | 委 員           | 赤 澤 智津子 | 委 員     | 高 橋 浩 之 |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 教 育 長         | 小 熊 隆   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 委 員           | 梓 澤 キヨ子   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 委 員           | 古 本 敬 明   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 委 員           | 赤 澤 智津子   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 委 員           | 高 橋 浩 之   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 3 出席職員        | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長</td> <td style="width: 50%;">櫻 井 健 之</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長</td> <td>齊 藤 勝 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事</td> <td>小 澤 由 香</td> </tr> <tr> <td>学校教育部・生涯学習部技監</td> <td>遠 藤 良 宣</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>天 田 正 弘</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部次長</td> <td>村 山 典 久</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>小 平 修</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>府 馬 一 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>佐々木 博 文</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副技監</td> <td>江 口 浩 雄</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部副参事</td> <td>吉 岡 治</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中 野 充</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>本 間 千佳子</td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>蓮 一 臣</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>大河内 俊 彦</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター所長</td> <td>笹 生 康 世</td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課長</td> <td>三 橋 智</td> </tr> <tr> <td>青少年センター所長</td> <td>渡 辺 雅 和</td> </tr> <tr> <td>菊田公民館長</td> <td>長 島 裕 子</td> </tr> <tr> <td>大久保図書館長</td> <td>岡 野 重 吾</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>利根川 賢</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>村 山 貴 弘</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>齊 藤 洋 介</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>永 田 容 子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>青 野 孝 幸</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>藤 原 友 哉</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>中 村 裕 美</td> </tr> <tr> <td>学校教育課主任管理主事</td> <td>野 村 健 一</td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>杉 山 健 一</td> </tr> </table> | 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 | 生涯学習部長 | 齊 藤 勝 雄 | 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 | 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 | 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 | 学校教育部副参事 | 小 平 修 | 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 | 学校教育部副参事 | 佐々木 博 文 | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 | 生涯学習部副参事 | 吉 岡 治 | 教育総務課長 | 中 野 充 | 学校教育課長 | 本 間 千佳子 | 指導課長 | 蓮 一 臣 | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 | 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 | 菊田公民館長 | 長 島 裕 子 | 大久保図書館長 | 岡 野 重 吾 | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 | 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 | 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 | 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 | 学校教育課主任管理主事 | 野 村 健 一 | 指導課主任指導主事 | 杉 山 健 一 |
| 学校教育部長        | 櫻 井 健 之   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 生涯学習部長        | 齊 藤 勝 雄   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部参事       | 小 澤 由 香   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部次長       | 天 田 正 弘   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 生涯学習部次長       | 村 山 典 久   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部副参事      | 小 平 修   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部副参事      | 府 馬 一 雄   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部副参事      | 佐々木 博 文   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部副技監      | 江 口 浩 雄   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 生涯学習部副参事      | 吉 岡 治   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 教育総務課長        | 中 野 充   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育課長        | 本 間 千佳子   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 指導課長          | 蓮 一 臣   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校給食センター所長    | 大河内 俊 彦   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 総合教育センター所長    | 笹 生 康 世   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 生涯スポーツ課長      | 三 橋 智   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 青少年センター所長     | 渡 辺 雅 和   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 菊田公民館長        | 長 島 裕 子   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 大久保図書館長       | 岡 野 重 吾   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部主幹       | 利根川 賢   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部主幹       | 村 山 貴 弘   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部主幹       | 齊 藤 洋 介   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部主幹       | 永 田 容 子   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育部主幹       | 青 野 孝 幸   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 生涯学習部主幹       | 藤 原 友 哉   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 裕 美   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 学校教育課主任管理主事   | 野 村 健 一   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |
| 指導課主任指導主事     | 杉 山 健 一   |        |         |        |         |         |         |               |         |         |         |         |         |          |       |          |         |          |         |          |         |          |       |        |       |        |         |      |       |            |         |            |         |          |       |           |         |        |         |         |         |         |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |             |         |           |         |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 令和元年度教育費予算案(6月補正)について
- (2) 臨時代理の報告について  
(習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について)
- (3) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について
- (4) 令和元年度育英資金受給者の決定について
- (5) 臨時代理の報告について  
【財産の取得について(習志野市立谷津小学校給食室備品)】
- (6) 令和元年度特別支援学級・通級指導教室の整備状況について
- (7) 令和元年度習志野市学校評議員の委嘱について

### 第3 議決事項

- 議案第27号 令和元年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について
- 議案第28号 習志野市社会教育委員の委嘱について
- 議案第29号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第30号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 行政委員会の所掌する事務に係る議案の起案に関する事務の補助執行について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)、報告事項(2)、報告事項(5)及び報告事項(7)並びに議案第27号ないし議案第29号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、報告事項(1)及び報告事項(5)は、議案が市長から市議会へ提案された後に、また、議案第27号は教科用図書採択の業務が完了した後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異

議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

平成31年第4回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

### 報告事項(3) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について

(学校教育課)

本間学校教育課長

報告事項(3)「習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について」、説明する。

この制度については、「習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則」に基づくもので、市内に1年以上居住している高等学校、専修学校、大学などに入学する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に入学準備金の融資のあっせんを行い、その利子を全額補給し、そのことで、教育の振興を図ることを目的としている。

手続きの流れについては、まず、保護者は教育委員会に対し、銀行融資のあっせんを受けたい旨の申請を行う。教育委員会では、その申請を受け、基準に基づき、銀行融資のあっせんを決定する。その後、決定した方については、実際に取扱金融機関で融資の申し込みに行ってもらい、銀行で行われる審査を受け、融資の可否が決定となる。融資が受けられるようになると、その利子の全額を市が補給することになる。

また、あっせんの要件については規則に従っており、1つ目として、学校教育法に規定する高校、大学などに入学する子の保護者であること、2つ目として、習志野市に1年以上居住していること、3つ目として、準備金の調達が困難であること、4つ目として、準備金の償還について十分な能力を有することとしている。

「準備金の調達が困難であること」については、世帯の収入で判断する。おおむね生活保護基準額の3倍以内とし、また、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の上限額を目安としている。要件の4つ目である、「準備金の償還について十分な能力を有すること」については、同一場所で1年以上勤務し、安定して継続的な収入があることを条件としている。

続いて、資料に基づき平成30年度分の報告を行う。一番上の表は、申請者数、融資者数の一覧である。申請者数は、計11名であった。このうち、1名は収入基準の上限額を上回っていたため、銀行への融資のあっせんが不決定となった。その他10名に対し、教育委員会において銀行への融資のあっせん決定を行い、うち2名が銀行での融資が決定し、残り8名は融資不決定であった。

ページ中央の表に記載のとおり、申請者数が少ない年度もあるが、平成28年度から申請時期を1月から9月に早め、中学3年生の保護者に対し文書を配布するとともに、市内の高校への通知及び広報紙への掲載や、ホームページへの掲載を行い、周知を図っている。平成30年度も同様に周知を行ったが、問い合わせに来た方は、あっせんの収入基準に満たない方が多く、申請した方もあっせんの収入基準と同等程度の収入の方が多かったため、申請件数は増えたが、融資決定数が平成29年度より減少した。

融資額について、平成31年3月31日現在、制度開始からこれまでの融資額の累計は、1億5千335万円になる。

年度別の融資額と利子補給額に記載のとおり、平成30年度、融資者に対して利子補給した金額は、16名分、19万2千741円だった。

ページ下部の表は、学校区分ごとのあっせん限度額、償還期間の一覧である。

教育委員会としては、昨年度も銀行に対して利子の引き下げの検討を依頼したところであるが、現状維持との回答をもらい、現在に至っている。引き続き、利用者の拡大ができないかなど事業の見直しを進めていきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

申請者数に対し、融資者数が少ないが、融資しないことを決めたのは市と銀行どちらなのか、と質問

本間学校教育課長

銀行である、と回答

古本委員

市では条件を満たしていると思ってあっせんを決定しても銀行に認めてもらえないということか、と質問

本間学校教育課長

市としては収入や利子を支払えるかという点で審査を行う。銀行は個人情報の観点から何が理由で不決定に至ったかについて詳しくは教えてもらえないが、様々な角度から審査を行った結果、不決定となっている、と回答

古本委員

11人申請して銀行としては2人しか認めないという、書類作成等を時間や手間をかけて行ってもほとんど認められないという結果になると思う。現実的に、市が払っている金額は多いようには見えるが、平成30年度は利子補給額の19万2千741円であり、あまり労力に見合っていないように感じる。銀行に対し、申請者を少しでも多く認めてもらえるような手立てをしないと、時間や手間に応えられない。金利を下げるよう、市から銀行に働きかけるのは当然のことだが、これだけいる申請者に対して応えるために、何か考えていることはないのか、と質問

本間学校教育課長

検討の余地はあると思う。今後、銀行に対する利子の引き下げだけではなく、少しでも多くの方が融資を受けられるよう、枠を広げられないかを働きかけていきたいと思う、と回答

古本委員

数字だけを見ると、今後申請する人は減ってってしまう気もするし、11人申請しても融資されるのが2人だけということがわかれば、諦める人もでてきてしまうと思う。銀行も商売でやっているのだから、当然信用が必要なことはよくわかるが、それに対し、市として何かバックアップができないかを考えないと、この制度はあまり利用されなくなってしまうと思う。ぜひ何か検討してほしい、と要望

本間学校教育課長

検討していきたいと思う、と回答

梓澤委員

そもそも、銀行の決定の要件を保護者や担任が知っていれば、申請しなかったとも考えられる。制度がある以上はしっかりと活用してもらおうべきだが、決定のための条件がわかっていれば無用な手続きはなくなるのではないかと思うがいかがか、と質問

本間学校教育課長

市への申請の段階では、先ほど説明した要件を伝えているが、銀行についてはこちらも知りえない審査基準がある。先ほど古本委員からもあったように、例年融資決定者が少ないという事実もあるので、今後検討をしていかななくてはならないと考えている、と回答

梓澤委員

事務改善の視点からも、しっかりと検討して周知していただきたい、と要望

本間学校教育課長

そのような形で検討していきたい、と回答

小熊教育長

過去の教育委員会会議でも議論されたことがあるが、これまでも銀行との交渉をしてきている事実もある。ただ、今ほど各委員から意見があった部分もあるので、担当課として制度設計も含めてしっかりと銀行と協議し、銀行がなかなか難しいということであれば、制度のあり方についても見直しをしていかななくてはならないと思う。今年はそういう形で議論を進めてほしい、と発言

本間学校教育課長

承知した、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

#### **報告事項(4) 令和元年度育英資金受給者の決定について**

(学校教育課)

本間学校教育課長

報告事項(4)「令和元年度育英資金受給者の決定について」、説明する。

本年度の申請者数は19名、新規申請者が9名、継続申請者は10名であった。

選考基準として、(1)「品行方正」については、出身校や在学からの人物調書や面接、作文等により、学習活動、その他の学校生活全般を通じて、態度・行動に問題がなく、将来、良識のある社会人として活動できる見込みがあるかどうか判断している。

(2)「学業成績優良」については、昨年同様、学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.8以上としている。

(3)「経済的困難」については、平成31年度千葉県奨学生予約募集の推薦基準になっている。

(4)「他から育英資金の給付を受けていない者」については、国、他の地方公共団体から育英資金の給付を受けていない者を条件としているが、国の就学支援金や貸付型の奨学金は兼ねることを可能としている。

(5)「総合的判断」については、これら(1)から(4)の基準をもとに予算の範囲内で総合的に判断するということになっている。本年度は20名分の予算を計上している。

選考については、選考委員会を平成31年4月17日に開催し、協議の結果、申請者19名全員を受給対象者として承認した。面接や作文では、自分の考えをしっかりと持ち、真面目で意欲的であるとともに、家族に対する感謝の気持ちをもっている生徒が多く、誠実さを感じた。また、将来の夢や、進学したい大学など具体的な目標を定めている生徒も多くいた。なお、4月26日に受給決定者を対象に給与決定通知書交付式を行った。

平成28年度より、周知の時期を早め、育英資金受給資格に該当する生徒に中学校から制度を案内し、申請するよう促している。このような取り組みにより、育英資金の申請者及び受給者が約20名で推移していることから、取り組みの成果であると認識している。この取り組みについては、引き続き実施していきたいと考えている、と概要を説明

高橋委員

給与者の対象は高校生に限定しているのか、と質問

本間学校教育課長

高校生が対象になっている、と回答

高橋委員

継続の年数は高校生だと最大3年だと思うが、その理解でいいか、と質問

本間学校教育課長

最大は3年となる、と回答

高橋委員

先ほど報告のあった利子補給については、数年前は40万円近く出していたこともあったが、現在は減少してきていると思う。育英資金は1年で10万円程度の支給になるかと思うが、例えば、この制度に大学生を含めて、大学生に対しても育英資金を出すというような考えはないのか、と質問

本間学校教育課長

育英資金は貸与型ではなく、給与型になっており、返してもらうものではない。高校生に関しては、平成22年度から高校授業料無償化が始まり、平成26年度に高等学校等就学支援金制度に変わったが、授業料は無償となったことから、その時点でこの事業そのものの継続の可否を協議したところである。しかし、授業料以外でも学習に費用がかかることがあるということで、本市としては制度を大切にしていきたいということで継続が決定した。しかしながら、給与型になるので、高校生に関しては予算の範囲内で受給者を決定していくということで進めている。大学生に関しては、以前給与していたこともあったが、国や県等、他の奨学金制度が多々あることや、アルバイト等を行って収入を得ることができるということを理由として廃止となった経緯がある、と回答

高橋委員

先ほど報告のあった入学準備金の方で、銀行が融資を認めてくれないというのは、おそらくお

金を返してもらわなくてはならないからだと思う。同じくお金を使うのであれば、限られた人数であっても給与型という形を考えてもいいと思う。銀行への利子補給で、仮に予算が40万円あるのに実際には19万円程度しか支出していないということであれば、給与型として大学生に払う方がいいのではないかと考えている。入学準備金に関しては制度設計から考えるということであったが、今の制度のままだと、銀行はお金を返してもらうことを考えなくてはならないし、学生も返済に不安を感じると思う。余裕があるのであれば、貸与型よりも給与型の方が、今の時代の流れに即しているように思う、と発言

本間学校教育課長

意見を踏まえて検討していく、と回答

赤澤委員

平成26年度に成績基準を3.6から3.8に上げた理由を教えてください。今回20人分の予算枠があったということだが、支給しているのは19人となっている。平成25年から平成26年に推移する時点で申請者数が激減しているが、これを見ると、3.8に達さない人が申請できなかったのではないと思う。せっかく枠があるのに、枠を使い切らない結果になっているのは、成績基準を上げたことと関わってくるのではないと思う。考え方として、3.6から3.8に上げたというのは成績評価のウェイトを上げたということだと思うが、支給する際の考え方に関しても含めて、3.6から3.8に上げた理由を聞きたい、と質問

本間学校教育課長

平成23年度から平成25年度は予定数を上回る申請があり、選考の際に面接、作文では甲乙つけがたい状況があった。選考の結果、予定数を上回る人数を受給者として決定した経緯があり、予算を超えての決定となった。また、高校の授業料無償化から平成26年度に高等学校等就学支援金制度に変わったが、授業料が無償である中、この事業の継続が問われた際に、先ほど説明したとおり継続を決定したが、予算の範囲内でこの事業を進めること、貸与ではなく給与であるということから、予算枠の中で考えていくときに、様々な観点はあるが、学業に重点を置く方が基準が明確でよいという意見が出たという記録が残っている。そこで、経済基準と成績基準を設けることで基準をはっきりとさせ、その基準に達した人から予算の中で給与している、と回答

赤澤委員

面接で差をつけにくいというのは理解できる。例えば30人申請があっても予算枠としては20人分しかなく、10人には支給できないというのは普通のことだと思う。その判断基準として面接や作文、学習活動、その他全般があるが、評価の差がつけられないので、成績の数値で評価の差を出していると解釈するが、それが本当に望ましいことなのかどうかは、やはり方針との関係になると思う。この結果だけを見ると、申請した人が全員通っているため、申請時点で選考されているように見える。つまり、3.8以上の成績がある人で受給者の枠を埋めてしまっているので、結局、成績で評価しているというように受け取られると思う。面接で差がつけられないことを前提に、成績で区切っているように見えるが、それはいいのか、と質問

櫻井学校教育部長

そのように捉えられてしまうというのは理解できる。実際に成績基準を3.8とした理由は記録

に残っているだけで、その時の雰囲気まではつかめない状況である。この制度のあり方については、今年度はもう終了してしまったので、今後、教育委員会会議に来年度の予算案を諮る時期があるので、その時に再度意見を頂戴し、来年度以降活かしていきたいと思っている、と回答

古本委員

ある程度、線引きをしなくてはいけないのは仕方ないことだと思う。ただ、せっかく20人という枠があるのであれば、20人全員が使えるようにしていただきたい。先ほど報告のあった入学準備金のあつせんを受けられなかった生徒が志望する学校に行けたのかどうか、また、高校生の授業料が免除となっている現状で、どのようにサポートしていくことができるかなど、制度全体を含めまとめて考えるいい時期なのではないかと思うので、知恵を絞っていただきたいと思う、と要望

本間学校教育課長

いただいた助言を参考に、今後検討をしていきたいと思う、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

#### **報告事項(6) 令和元年度特別支援学級・通級指導教室の整備状況について (指導課)**

蓮指導課長

報告事項(6)「令和元年度特別支援学級・通級指導教室の整備状況について」、説明する。

本市の状況だが、知的障がい特別支援学級は小学校8校、中学校4校の計12校に設置している。自閉症・情緒障がい特別支援学級は小学校15校、中学校7校の計22校に設置しており、施設面の関係により、小学校1校のみ通級指導教室になっている。今年度より、自閉症・情緒障がいについては、自校で学ぶことができるようになった。言語障がい通級指導教室は小学校3校、中学校1校の計4校に設置している。東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校の2校が特別支援学級から通級指導教室へと変更になっている。難聴通級指導教室は小学校1校、LD/ADHD等通級指導教室は小学校1校に設置している。

特別支援学級と通級指導教室の設置状況をまとめるとスライド資料6ページ目のようになる。今後、適切な運用が行われているか確認していきたいと思う。また、令和2年度には第六中学校、令和3年度には第五中学校に知的障がい特別支援学級を開設する予定となっている、と概要を説明

小熊教育長

特別支援学級と通級指導教室の違いをもう一度説明してほしい。また、今年度と昨年度の大きな違いについて説明してほしい、と発言

蓮指導課長

特別支援学級と通級指導教室の違いだが、特別支援学級はその学級で朝から帰りまで基本的に生活し、その中で交流学习として普通教室へ勉強しに行く。通級指導教室は普通学級に学籍を置き、指導を受けるために、自校の通級指導教室もしくは放課後等を利用して近隣の小中学校で指導を受けるものである。昨年度との大きな違いだが、今までは特別支援の指導を受け



るために、学籍を別の学校に異動しているが、元の学校で1日の大半を過ごすという実態があった。このことについて、県からの指摘を受けたことにより、今年度は是正している、と回答

小熊教育長

今年度は自閉症・情緒障がい特別支援学級、もしくは教室を全校に開設した。今、学級と教室ということをお話したのは、実態として、本来学級というのは在籍をし、教室というのは指導を受けるという部分があるが、そこが制度としてはっきりしていなかった。県から指摘を受けたこともあり、今年度はその部分をしっかりと整備した結果になっている、と発言

古本委員

昨年、県からは是正するよう指導があったと思うが、これで全て是正されているのか、それとも、まだ県の指導に合致できていない部分があるのか、と質問

蓮指導課長

通級指導教室に通っている子どもは多くいるが、原籍校等の矛盾については是正したので、きちんと県の指導に則っている、と回答

古本委員

これに関してはもう県から指導を受けることはないということによろしいか。もしくは、日程の問題や人的配置の問題でまだ全てが満たされているわけではないのか、と質問

蓮指導課長

県からの指導はもうないという認識でいる、と回答

天田学校教育部次長

今ほど説明があったとおり、県から指摘のあった学籍の異動については、今年度では是正したので、県から指導を受けることはない。ただ、運用のことに関して、より高い特別支援教育を子どもたちに受けさせたり、子どものニーズにあった教育を受けさせたりするという意味では、教員の指導力、施設設備の部分等、変えていかななくてはいけない課題はあると捉えているので一歩ずつ進めていきたいと思っている、と回答

古本委員

まだ改善の余地はあるが、県から求められた部分については是正されたことがわかった。改善すべき点については今後努力してほしい、と要望

高橋委員

学級というのは児童・生徒が在籍しているもので、教室というのは他の学級や学校に在籍している子どもが通って学ぶというものだと思うが、資料に記載されている教室の児童生徒数は何を意味するのか。他の学校の子どもも含んでいるのか。また、学級が複数ならわかるが、「教室2」のように、教室が複数あるというのはどういうことか。数について教えていただきたい、と質問

本間学校教育課長

特別支援学級に関しては、8人で1学級というように定数が決まっている。「教室2」というのは、

2人の担任がいるという意味である。教室は、例えば、東習志野小学校の言語教室は、児童数が32人に対し、教員が3人配置されているという数え方になる、と回答

天田学校教育部次長

もう少し詳細に説明すると、学級数は児童生徒の数によって決まる。8人いれば1学級設置することができる。教室は、県から配置される職員で運営する。児童生徒は普通学級に学籍があるため、教室は配置された教員の数で開設できる。我々としては、子どもたちのニーズに合った教育を受けさせたいので、県に要望をして教員を配置してもらい、教室を開設している。県も市からの要求に対し最大限のことをしてくれてはいるが、人件費等の予算の問題などにより、全ての要求に応じることはなかなかできない。このような中で、今年度、自閉症・情緒障がい特別支援学級を各学校に開設する形をとったのは、ルールの下に学級を開設することで、幅広い特別支援教育ができるような体制づくりをするためであり、このことが今の学級・教室の整備や教員の配置につながっている、と回答

高橋委員

確認するが、向山小学校の「言語教室2」というのは、担当の先生が2人いるということでしょうか。また、言語の欄に28という数字があるが、これは向山小学校の児童だけで28人いるということでしょうか、と質問

天田学校教育部次長

向山小学校の「言語教室2」は2人の教員が配置されているという意味である。28というのは向山小学校の児童だけではなく、近隣の小学校から向山小学校に通って指導を受けている言語に関する支援を要する子どもも含んだ数であり、放課後等の時間を使って学習をしている、と回答

梓澤委員

これだけの学級数があると、経験のある職員が確保できているのかが心配になる。全ての学級に特別支援教育の経験がある先生方は配置されているのか、と質問

本間学校教育課長

今年度、教員の配置については小学校57学級・教室のうち、特別支援教育の免許保持者は30人いる。その中には特別支援教育の指導経験が未経験の者もいるが、経験者が多くおり、どの学校も経験者や免許保持者が配置できるようにしている。また、必ず各学校には正規職員が配置されるようにしている。中学校は23学級・教室中、免許保持者は5人、正規職員は13人いる。特別支援学級に、専門的な力を持った教員が全てには配置されていない状況ではあるが、認定講習等で免許の取得を進めるなど、専門的な研修や総合教育センターでの研修も含めて、子どもたちに対応できるように教員の質を高めたいと考えている、と回答

梓澤委員

経験や研修というのはとても必要なものだと思う。障がいを持った子どもの保護者は勉強している人がたくさんいる。ぜひ、そのような部分のフォローをお願いしたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

**議案第30号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について** (社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

議案第30号「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則」については、本年11月に開館する生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例を、3月に開催された平成31年習志野市議会第1回定例会において可決をいただき、制定したことに伴い、条例から委任を受けている各施設の使用の手続きや遵守事項、また、各施設で貸し出しを行う設備・備品等の料金を定めたものである。この規則については、4月に開催された平成31年教育委員会第4回定例会において制定について審議していただき、可決をいただいたところであるが、今回、貸し出しを行う設備や備品の料金の規定をよりの確に運用することを目的に、一部改正するものである。

新旧対照表の別表にあるとおり、中央公民館、市民ホール、各スポーツ施設で貸し出しを行う設備・備品の種類、料金を定めている。「2 市民ホール」の「(1) 設備関係」の表で、コインロッカーを1回あたり300円負担いただくと規定しているが、このコインロッカー1回の使用について、備考で「市民ホールの閉館時間を超えて使用する場合の使用料については、1回の使用料に、1日の閉館時間を超えるごとに300円を加算した額とする。」という文言を追加している。この内容は、コインロッカーを開け閉めする1回ごとに300円かかるというものだが、1日を通して入れたまま、2日目や3日目を迎えた場合については、その都度一日ごとに300円を加算していくというような、運用を改めて規程の中での的確に表したものである。

続いて、「(2) 舞台関係」の表であるが、こちらの下に備考として「1回とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までのそれぞれをいう。」という記載をしている。これは、市民ホールの利用区分の時間帯を記載し、表にある区分の1台1回とあるものについての、1回の考え方を示したものである。同じく、「(3) 音響関係」、「(4) 照明関係」にも備考に1回の区分の考え方を追加している。同様に、中央公園体育館についても、「(2) 備付器具関係」の表の下に備考として1回の考え方を記載している。これは各スポーツ施設の2時間おきの利用区分であり、各スポーツ施設で貸し出す設備の1回の区分の考え方を的確に明記するために追加したものである。

その他も併せて、新旧対照表に記載のとおり、一部表現についての的確にするために修正をしている、と概要を説明

古本委員

行政の手続きの話になるかと思うが、例えば市で条例等を制定する時に内部で相談するような部署はあるのか、と質問

藤原生涯学習部主幹

市や教育委員会においてこのような条例等を制定する場合においては、教育委員会は教育総務課、市は総務課と内容について担当で作成したものを調整・審議し、的確なものにしていくという手続きがある。今回、その後の作業の中で一部、よりの確にした方が良いということが判

明したため、この度、一部改正ということで改めて審議いただくものになる、と回答

古本委員

改善すべきところは、ぜひ改善した方が良いと思うが、条例等の制定の際にはしっかりと内容を精査すべきである、と発言

藤原生涯学習部主幹

委員の御指摘のとおりだと思ふ。今後、条例や施行規則等の制定の際にはしっかりと法務担当と調整・審議を行い、規定を定めるようにしていきたい、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

**協議第1号 行政委員会の所掌する事務に係る議案の起案に関する事務の補助執行について**  
(教育総務課)

中野教育総務課長

協議第1号「行政委員会の所掌する事務に係る議案の起案に関する事務の補助執行について」、説明する。

これは、地方自治法第180条の2の規定により市長からの協議の申入れを受けたもので、教育委員会の所掌する事務に係る議案の起案に関する事務の補助執行について協議していただくものになる。

資料は、市長より教育長に対し、協議の申入れがされた文書である。「理由」に記載のとおり、議会の議決を経るべき事件の議案を提出することについては、普通地方公共団体の長である市長に専属し、行政委員会である教育委員会は当該権限を有するものではない。しかしながら、教育委員会の所掌する事務に係る議案の起案に関する事務については、教育委員会の職員が行うことが効率的であるため、教育委員会の職員がこの事務を補助執行することについて協議の申入れを受けたものである。

なお、補助執行を受けることが適当であるという協議結果となれば、その旨を教育委員会として市長に回答し、市長事務部局の規則である「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に規定されている教育委員会の補助執行事務に、このことが追加される一部改正が行われる、と概要を説明

古本委員

補助執行とは何か、と質問

中野教育総務課長

地方自治法に定められている市長が権限を持つ事務については、教育委員会には事務の執行権限がない。今説明したとおり、議案の提案権は市長のみにあるが、教育委員会の事務に関する議案の提案については、我々が直接起案をした方が事務の執行としては効率的である部分がある。このように、事務の権限は市長に残したまま、教育委員会の職員がその事務のみを行うという意味合いが補助執行にはあり、地方自治法にある言葉である、と回答

古本委員

起案に関して言えば、市長が行うということによろしいか、と質問

中野教育総務課長

この度、協議が整い、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則に規定がなされれば、議会の議決を経るべき事件の起案自体は教育委員会が行うことになる、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

＜報告事項(1)、(2)、(5)及び(7)並びに  
議案第27号ないし議案第29号については非公開。

ただし、報告事項(1)及び(5)については、  
令和元年5月31日をもって市長から議会へ提案されたため、  
議案第27号については令和元年8月7日をもって教科用図書採択の業務が完了したため、  
会議録を公開とする。＞

#### **報告事項(1) 令和元年度教育費予算案(6月補正)について**

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「令和元年度教育費予算案(6月補正)について」、説明する。

これについては、平成31年度教育委員会第4回定例会において議決され、市長に申入れをした補正予算についての報告である。

表中、事業名としては「高等学校管理運営費」となっている。事業概要としては、習志野高校の教室に設置されている空調機器の光熱水費を含む委託料の総額について負担をするというものである。申入れ額については、議決いただいた694万1千円であり、同額の694万1千円が6月補正の案として確定となった。財源内訳としては、全てが一般財源となっている。

この補正予算案は、5月31日から開会予定の令和元年習志野市議会第2回定例会に提案されることで協議が整ったので、その報告になる、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

#### **報告事項(2) 臨時代理の報告について**

(習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について)

(教育総務課)

天田学校教育部次長

報告事項(2)「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について)」、概要を説明

報告事項(2)は了承された。

#### 報告事項(5) 臨時代理の報告について

【財産の取得について(習志野市立谷津小学校給食室備品)】

(学校教育課)

本間学校教育課長

報告事項(5)「臨時代理の報告について【財産の取得について(習志野市立谷津小学校給食室備品)】」、説明する。

現在建築中の谷津小学校には、体育館棟1階部分に、新たに給食室が整備される。工事は来年7月完成予定で進めており、現在、くい打ちが終了し、排水・給水配管等の基礎工事を進めているところある。この基礎工事は、今後の作業工程上、本年7月までに完了しなければならないが、体育館棟1階に整備される給食室の給食備品の給水、排水、ガス配管等の位置を確定しないと基礎工事が進められない工程となっている。

このような状況から、6月中に給食備品の購入の契約をする必要があり、現在契約手続きをしているが、谷津小学校給食備品の購入予定価格は、2千万円以上であるため、契約締結にあたっては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得等に関する条例第3条の規定により、市議会の議決に付さなければならない。そのため、令和元年習志野市議会第2回定例会に議案を上程し、議決を得る必要がある。

しかしながら、契約手続きのスケジュール上、仮契約が5月15日であり、教育委員会会議において市長への議案提案の申し入れについての議決に付す暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長の臨時代理をしたので、報告する。

なお、本契約については、令和元年習志野市議会第2回定例会に議案を上程し、議決を得た後、本契約を締結する予定となっている、と概要を説明

梓澤委員

これだけ額の大きい契約が市外業者と締結されたというのは、一市民として複雑な気持ちがある。参考までに、市内業者との価格差はどれくらいだったのか、と質問

本間学校教育課長

契約業務の担当が契約検査課になるので、詳細については学校教育課からは回答できかねるが、業者選定にあたっては、より良い備品をより安価に購入するため、市内外を問わず全国の業者を対象とした一般競争入札を行い、その結果、数社の中での最低価格で決まったとのことである。なお、入札経過書については、市議会への提案前なので現時点では学校教育課として入手できていない、と回答

梓澤委員

この先もメンテナンスなど様々な部分でつながりがでてくると思うので、市内業者にも頑張ってもらいたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

**報告事項(7) 令和元年度習志野市学校評議員の委嘱について**

(指導課)

蓮指導課長

報告事項(7)「令和元年度習志野市学校評議員の委嘱について」、概要を説明

報告事項(7)は了承された。

**議案第27号 令和元年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について**

(指導課)

小熊教育長が

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、高橋委員の退席を求めた。

< 高橋委員 退席 >

笹生指導課主任指導主事

議案第27号「令和元年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について」、説明する。

はじめに、教科書採択の流れについて説明する。文部科学大臣の検定に合格した教科用図書、いわゆる検定済み教科書を一覧にした教科書目録が、各都道府県に送付される。その目録をもとに、千葉県において教科用図書の選定が行われ、千葉県の教科書目録が、各採択地区に送付される。採択地区では、県から送付された教科書目録に載っている教科書について、種目ごとに研究調査委員が調査をする。この調査結果を研究調査委員が協議会で報告し、種目ごとに選定を行う。そして、協議会で選定された教科書について、各市の教育委員会に報告し、採択という流れになる。

次に、採択地区協議会について説明する。採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会が、同一の教科書を採択するために協議する場として、国の法令及び通知に基づき、設置することとなっている。採択地区協議会の目的は、同一の教科書を採択するための協議の場であり、実質的な審議も含むとされている。習志野市は八千代市と共に葛南東部採択地区に指定されており、本年度は八千代市が事務局で、八千代市教育委員会教育長が会長となっている。

義務教育諸学校において使用する教科書は、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされている。本年度、調査研究を必要とするのは、学校教育法第34条第1項教科用図書、小学校全教科、中学校道徳を除く全教科、学校教育法附則第9条第1項特別支援教育の一般図書となる。ただし、中学校用教科書については、平成30年度検定において、新たな図書がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなる。この採択地区協議会が、協議の場として正式に設けられた機関であることを明確にしておく必要から、教育委員会会議で令和元年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の承認をいただくものである。

規約の内容について、変更点を含め説明する。令和元年度の規約は、国や県から示された規約例と、浦安市・市川市で構成される葛南西部採択地区の規約を参考に、章立てによる表記

に変更した。「第1章 総則」では、協議会の目的を整理し、「第3章 会議」では、第12条に選定した教科用図書の報告を加えた。

次に、組織について説明する。協議会の構成について、「別表1 協議会の構成」にあるように習志野市5名、八千代市5名の10名で構成されている。構成する5名は、教育長、教育委員代表、指導行政担当者、校長会代表、保護者等の代表となっている。研究調査委員について、「別表2 研究調査員の構成」にあるように、種目ごとに各市より2名ずつ研究調査委員を委嘱する。研究調査委員は、専門的な知識を有する管理職1名と教諭1名、2市合わせて56名で構成されている。この56名で、教科書に関する専門事項を調査研究し、研究調査委員長は資料を作成し、協議会に報告する。協議会においては、この報告をもとに教科書の選定を行っていく。

「第5章 議事録及び資料の公表」について説明する。第10条第4項において、この協議会は、非公開としているが、第14条にあるように、協議会の議事録及び資料については、教科書を選択した後、遅滞なく公表する。この規約の効力は、附則にあるように、令和元年8月31日までの効力となる、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長が、  
議案第27号の審議が終了したため、高橋委員の除斥を解除した。

#### < 高橋委員 入室 >

#### **議案第28号 習志野市社会教育委員の委嘱について** (社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事  
議案第28号「習志野市社会教育委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された。

#### **議案第29号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について** (菊田公民館)

長島菊田公民館長  
議案第29号「習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第29号は原案どおり可決された。

小熊教育長が  
令和元年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言